

障 福 第 1017 号
平成30年 4 月23日

指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所
指定障害児入所施設等

} 管理者 各位

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス担当課長
(公 印 省 略)

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者
及び指定障害児入所施設等の事故報告の取扱いについて（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、標記の取扱いにつきましては平成29年 4 月27日付け障福第52号で通知したと
ころですが、別添取扱い要領及び事故報告書の様式の一部を改正しましたので、通知
します。

今後も本県への報告については遺漏なく取り扱うようお願いします。

なお、事故報告書の様式につきましては、内容が網羅されていれば、法人や事業所
等で作成した様式での提出も可とします。死亡又は30日以上の治療を要する重大事故
については、消費者安全法に基づき、県より消費者庁へ報告することとなっており、
併せて厚生労働省へ報告しますので、関係部署より、法人や事業所へ連絡が入ること
があることを予めご了承ください。

問合せ先
障害福祉課事業支援グループ
電話045-210-4736